



2024年1月23日 第2024-06号

【発行】 J A M
 【発行責任者】 中井寛哉
 【編集】 総合政策グループ
 TEL : 03-5860-6150
 E-Mail : seisaku@jam-union.jp

2024年度税制改正案 賃上げ促進税制の拡充と強化を前面に

政府は、2024年度税制改正に、中小企業をはじめ賃上げを実施した企業に対する法人税の税額控除を柱とする内容を盛り込んだ。また、新たに企業規模の区分として大企業と中小企業の間「中堅企業」を設定する。このことで政策の対象をより細く区分できることとなり、これまで大企業に分類されていた中堅企業の支援を充実させる。

企業規模区分案

企業規模区分	
大企業	資本金等が1億円超かつ従業員数が2,000人超
中堅企業（新設）	資本金等が1億円超かつ従業員数が2,000人以下
中小企業	資本金等が1億円以下

法人税税額控除を拡大し、最大で**全雇用者の給与等支給額の増加額の45%**とする。

（控除限度額は法人税額の20%）

大企業

継続雇用者の給与等支給額（前年比）	税額控除率
+3%	10%
+4%	15%
+5%（新設）	20%
+7%（新設）	25%

「教育訓練費前年比+10%」は、5%上乗せ
 「プラチナくるみん」または、「プラチナえるぼし」、5%上乗せ

中堅企業

継続雇用者の給与等支給額（前年比）	税額控除率
+3%	10%
+4%	25%

「教育訓練費前年比+10%」は、5%上乗せ
 「プラチナくるみん」または、「えるぼし三段目以上」5%上乗せ

大企業、中堅企業は最大35%を税額控除できる。

※資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上または、従業員2,000人超は、マルチステークホルダー方針の公表と届け出が必要。

中小企業

継続雇用者の給与等支給額（前年比）	税額控除率
+1.5%	15%
+2.5%	30%

「教育訓練費前年比+5%」は、10%上乗せ
 「くるみん以上」または、「えるぼし二段目以上」、5%上乗せ

中小企業は、最大45%を税額控除さらに、賃上げを実施した年に控除しきれなかった場合5年間の繰り越しが可能となった。

企業規模に関わらず、積極的な賃上げを促進するための税制改正を予定している。特に、大企業には、サプライチェーンへの配慮も要件にするなどで中小企業の賃上げを支援することが狙いとなっている。